

新婦	C
	I
	12

一般
10501
96

婦勞
一般
96

第 6 議 題 関 係 参 考 資 料

退 職 年 令 と 年 金 の 権 利

詔 牒 併

勤 く 母 親 の 実 情

本 婦人少年室
第 32 号
32. 6. 22

1 わが国における退職年令及び年金制度に関する現状

1. 退職年令

○わが国においては、国家公務員、地方公務員には、特に法律で定められた退職年令はない。裁判官は裁判所法により最高裁70才、高裁、地裁、家裁65才、簡裁70才と定められている。又検察官は、検察庁法により検事総長65才、検察官63才となつてゐるが、何れも性別による差別はない。

○私企業においては、多くの場合個々の労働協約、就業規則中に定められているが、日経連の行なつた1961年3月における379社についての実態調査によれば、定年退職制度のない事業所は極めて少なく(3.4%)、定年を定めているもののものでは、一律定年制が72.1%、男女別定年制が20.2%であり、男女に定年の差をつけるものは少ないが、前回の調査(1958、16.4%)と比べるとやや増加の傾向にある。一律定年制の中では、「55才」が圧倒的に多く88.6%、次いで「60才」が5.5%となつてゐる。また、男女別定年制のものの中では、「男子55才 女子50才」の組合わせが約半数をしめ、一般に女子は男子より定年年令が低い。その他、性別によらない職能別の定年制もある。近年の傾向として注目すべきことは、定年

延長の問題であり、最近5年間に定年を多少なりとも延長したとあるものが10.7%ある。これには、一定職種あるいは地位についてのみ部分的に延長したもの(6.6%)と、全従業員につき一般的に延長したもの(4.1%)とがあるが、前者の対象となつたものは女子が多く、後者の内容は「55才から57~60才まで」が多い。

2. 年金制度

○公的年金

年金の種類	適用年令	被保険者期間	適用者数	備考
厚生年金保険 老令年金	男 60才以上 女 55才以上	20年 "	(A) 13240000	
船員保険老令年金	55才以上	15年	216000	
普通恩給	45~50才 5割 50~55才 7割 55才以上 全額	文官 17年 警察監獄職員 12年	1340000	昭和34年10月1日以前に退職した者へのみ適用
国家公務員共済組合退職給付	55才以上	一般 20年 警察職員 15年	1190000	
国民年金老令年金	65才以上	25年	19072774 ⁽¹⁾	
" 老令福祉年金	70才以上	30年	2291522 ⁽¹⁾	

(註) 適用者数は1961年3月末現在厚生白書；但りは1961年12月末

○年金に関する現行法抜粋

△厚生年金保険法

第42条 老令年金は、被保険者又は被保険者であつた者が左の各号の一に該当する場合に、その者に支給する。

- 1 被保険者期間が20年以上である者が、60才（第3種被保険者としての被保険者期間が20年以上である者及び女子については、55才。この条において以下同じ。）に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして60才に達したとき。

△船員保険法

第34条 左の各号の一に該当する者が55才に達したる後被保険者の資格を喪失し又は被保険者の資格を喪失したる後被保険者と為ることなくして55才に達したるときは老令年金を支給す

- 1 15年以上被保険者たりし者

△恩給法

第45条 公務員所定の年数在職し退職したるときは之に普通恩給又は一時恩給を給す

第58条の3 普通恩給は之を受くる者45才に満つる

月迄は其の全額、45才に満つる月の翌月より50才に満つる月迄は其の10分の5、50才に満つる月の翌月より55才に満つる月迄は其の10分の3を停止す

才60条 文官在職年17年以上にして退職したるときは之に普通恩給を給す。

才63条 警察監獄職員在職年12年以上にして退職したときは之に普通恩給を給す

△国家公務員共済組合法

才76条 組合員期間が20年以上である者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

才77条 退職年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、組合員である間、退職年金の支給を停止する。

2. 退職年金は、前項の規定による場合のほか、これを受ける権利を有する者が55才未満であるときは、55才未満である間、その支給を停止する。

同 附 則

才13の2 警察職員等であつた期間が15年以上である者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

△国民年金法

第26条 老令年金は、次の各号のいずれかに該当する者が65才に達したときに、その者に支給する。

1. 保険料納付済期間（納付された保険料（第96条〔督促及び滞納処分〕の規定により徴収された保険料を含む。以下同じ。）に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が、25年以上である者

第53条 保険料免除期間又は保険料免除期間と保険料納付期間とを合算した期間が30年をこえる者が70才に達したときは、第26条〔支給要件〕に定める老令年金の支給要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、その者に老令年金を支給する。ただし、その者が、70才に達した日において日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

2. 前項の規定により支給する老令年金は、老令福祉年金と称する。

△通算年金通則法

第2条 この法律において、「通算老令年金」又は「通算退職年金」とは、各公的年金制度が、当該制度の被保険者又は組合員であつた者で、当該制度において定

める老令年金又は退職年金の支給要件を満たしていないが、各公的年金制度に係る通算対象期間を合算し、若しくは、各公的年金制度に係る通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算して一定の要件に該当するか、他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老令・退職年金給付を受けるに必要な資格期間に相当する期間以上であるか、又は他の制度における老令・退職年金給付を受けることができるものに対して、老令又は退職を支給事由として行なう年金たる給付をいう。

〔註〕 上文中の「公的年金制度」とは、次の法律に定める年金制度をいう。

1. 国民年金法（昭和34年法律第141号）

2. 厚生年金保険法

（昭和29年法律第115号）

3. 船員保険法（昭和14年法律第73号）

4. 国家公務員共済組合法

（昭和33年法律第128号）

5. 市町村職員共済組合法

（昭和29年法律第204号）

6. 私立学校教職員共済組合法

（昭和28年法律第245号）

7. 公共企業体職員等共済組合法

(昭和31年法律第134号)

8. 農林漁業団体職員共済組合法

(昭和33年法律第99号)

○私企業の行なう退職年金制度

普及状況

民間企業の退職年金制度の普及状況は、国民年金制度の発足などもあつて、最近とみに目ざましく、36年末で360社程度の企業体がこの制度を採用していると考えられる。(日本団体生命調べ) この83%が500人以上の企業であり、長期的に安定している大企業が多く採用しているといえる。この制度には、経費の全額を会社が負担する無拠出制と労使が共同で負担する拠出制とがあるが、拠出制がふえる傾向にある。

制度の意義

(1)退職金の分割払としての意義

退職後の生活保障の点では、一時金よりは、年々一定金額ずつ支給する方が機能的にすぐれているし、総額においても有利である。

(2)社会保障制度に対しての補充的意味

公的年金の支給額が、老後の最低生活費にも達しな

いほど僅少であることから、何らかの補足が必要である。

実 態

(1)

退職年金は二つに大別できる。

終身年金 全体の 22% (総理府調べ)

有期年金

本来は終身年金がのぞましいのだが、わが国では退職金分割払という性格を強くもっていることと、経費が高くつくことなどから、5年とか10年に限るものが多い。

(2) 退職金との関係

本制度を採用している企業では、すべて退職金制度をもっているが、両者の関係は次のようになっている。

二本建制 (退職金のほかに年金を併給)	—	77%
分割払制 (希望により退職金の一部または全部を年金にする)	—	22%
一本建制 (年金のみ)	—	1%

(3) 受給資格

退職金の場合よりも長期の勤続 (25年、30年以上など)、また、定年退職者とか年令50才以上とか55才以上というような要件が補足されている。

Ⅱ 託児施設に関する日本の現状

○保育所に関する法律

児童福祉法第24条 市町村長は、保護者の労働又は疾病等の事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがあると認めるときは、それらの児童を保育所に入所させて保育しなければならない。但し、附近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適当な保護を加えなければならない。

○保育所の種類

1. 市町村等公共団体設立のもの
2. 私人(社会福祉法人)設立のもの
3. 公益法人(赤十字等)設立のもの

○施設の最低基準

児童福祉施設最低基準(昭23.12.29 厚63)による。

坪数：児童1人につき屋内半坪、屋外1坪。

職員構成：

幼児施設(満3才以上)は児童30人に保母1人。

乳児施設(3才未満)は児童9人に保母1人。

ただし、どんなに小規模な施設でも最低2人の保母を必要とする。

○経費負担

$\frac{8}{10}$	国庫負担
$\frac{1}{10}$	都道府県負担
$\frac{1}{10}$	市町村負担

〔保育料〕収入のある保護者（所得税対象世帯）からは、収入階層に応じて保育費を徴収する。生活被保護世帯は無料。

○保母の資格

資格取得には二つの方法がある。

1. 高校卒業後2年間の養成所を経れば自動的に得られる。
2. 有経験者が国家試験を通過することによつて得られる。

○保母の給料

市町村立	市町村の条令によつてきめられる。公務員扱い。
------	------------------------

私立	児童の保育はすべて国及び地方財政で賄われるが、人件費もその中に算定されているので保母の給料のわくがきめられてしまう。事業主には給料に関する決定権がない。
----	--

※公立と私立とでは、概して公立の方が給料が高く、初任給で平均3,000円の開きがある。

※36年度予算による全国公私平均の初任給は9,159円であつた。

全国の保育所数

(昭和36年8月1日 厚生省調べ)

	施 設 数	収容定員 (人)	収容措置人員(人)
総 数	10,007	753,168	659,161
公 立	5,743	438,619	391,326
私 立	4,264	314,549	267,835

○事業所内保育施設

事業所内の保育施設はきわめて少く、昭和32年12月末の「企業直営福利施設調査報告」(労働省労働統計調査部)によれば、33,693事業所のうち保育施設をもつものは221にすぎず、そのなかば以上が500人以上の規模のものである。

産業別に見れば、飲業(79事業所)と製造業(131事業所)に集中し、製造業の中では紡織業と化学工業。ゴム製品製造業がほとんどをしめている。なお、保育料についてはほとんどが有料であるが、紡織業については有料が半数程度である。

産業別事業所内保育施設設置率

産 業	設 置 率 (%)
総 数	0.7
鉱 業	7.5
製 造 業	0.6
紡 織 業	1.8
紙及び類似品工業	0.7
化 学 工 業	2.1
ゴム製品製造業	1.7
卸売及び小売業	0
金融及び保険業	0.1
不 動 産 業	0
運輸通信及びそ の他の公益事業	0.2
通 信 業	7.1

Ⅰ 働く母親の実情

わが国においても家庭をもつて働く婦人は次第に増加しつつあり、労働省婦人少年局が常時30人以上を使用する事業場について行つた調査によれば1960年には有夫者は、全女子労働者の19.6%(1955年国勢調査では雇用婦人労働者中20.9%)、1960年中に出産をした女子労働者は全体の2.6%で、これは有夫労働者の13.4%である。

産前産後の休暇は1人平均産前33.1日、産後46.3日とつてゐる。その間の賃金については、法律に特に規定がないが就業規則でこれを定めているもののうち37.6%は有給で、無給で健康保険による支払を受けるのが46.2%となつてゐる。

産前に軽易業務に転換する措置をうけたものは8.9%である。出産者のうち育児時間を請求した者は39.5%でこの時間中も有給のものも多い。

働く婦人の健康については、年に1回労働基準法に従つて定期健康診断を行つてゐるが、女子の罹病率はむしろ男子より低い。

